

高等学校等就学支援金の手続きについて(お知らせ)

高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)の支給を受けられる場合、以下の手続きが必要となりますので、必ず**期限までに**手続きをしていただくようお願いします。

※期限までに必要な手続きをされない場合、7月以降の高等学校等就学支援金の支給は差止められます
(手続き後に支給が再開されますが、差止め期間中の高等学校等就学支援金は支給されません)

以下の手続きは7月以降の受給に関するものです。

申請書・届出書は原則として7月1日時点の情報を記入してください。

※1 裏面下部の「保護者等のその年の1月1日現在の住所」を記入する欄は、令和6年1月1日現在の住所を記入してください。

※2 7月1日時点で18歳に達している場合、保護者等は「親権者」ではなく、「主たる生計維持者」となりますので、ご注意ください。

現在の就学支援金支給状況によって手続きが異なります。

☆令和6年6月時点で就学支援金を受けている場合

○昨年度以前の手続きで個人番号を提出済みの場合

原則、新たな手続きは不要です。

(既に提出いただいた個人番号を用いて、県において令和6年度の税額を照会します)。

○過去に就学支援金の手続きで個人番号を提出していない(課税証明書等を提出した)場合

- ・高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降)
 - ・個人番号カード等貼付台紙(もしくは課税証明書等)
- } を提出してください。

○保護者等の状況が変更となった場合(随時)

- ・高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降)
 - ・個人番号カード等貼付台紙(未提出の場合のみ)
- } を提出してください。

※7月以降も、保護者等の状況に変更があった際は、速やかに届出をお願いします。

○令和5年1月2日～令和6年1月1日までに住所が変更となった場合

登録の修正が必要ですので、学校への連絡をお願いします。

※海外から帰国した場合も、必ず連絡してください。

☆令和6年6月時点で就学支援金を受けていない場合

- ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回時)
 - ・個人番号カード等貼付台紙
- } を提出してください。

※ 過去の申請で個人番号カード等貼付台紙を提出済みであっても、現在就学支援金を受けていない場合は、再度個人番号カード等貼付台紙の提出をお願いします。

税が未申告の場合、所得確認を行うことができず、就学支援金の支給ができない場合があります。

申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町村民税担当課へ申告するようお願いします。

〈裏面に続く〉

提出期限:令和6年 6月 26日(水曜日)
提出先:学校会計室(本校舎 1F)

※個人番号カード等貼付台紙について

- ☆ 個人番号は、**原則として親権者(もしくは入学時点で親権者だった方)全員分が必要**です。
一方が**配偶者控除等を受けている場合も、個人番号の提出が必要**です。
- ☆ 個人番号を提出いただき**認定された場合は、来年以降の7月の収入状況届出書の提出は不要**となります。不認定となり、来年再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。
- ☆ 認定後、保護者等変更等があった場合は所得区分を見直しますので、直ちに学校に申し出てください。
- ☆ 生活保護(生活扶助)を受給している方についても、**個人番号の提出**をお願いします。
住民税の申告をされていない場合は、申告をお願いします。

※就学支援金の支給区分について

保護者等全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)		注意事項
		全日制	通信制(単位制)	
154,500円未満	加算あり	33,000円	1単位あたり年間4,812円を基本としますが、履修単位、履修期間等により異なりますので、学校にお問い合わせください	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる場合があります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円		

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

【計算式】

市町民税の課税標準額(※1)×6%－市町村民税の調整控除の額(※2)

※1 令和6年7月～令和7年6月分の判定においては、生徒本人が平成20年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者等(保護者等が2名の場合はどちらか一方)の課税標準額から33万円を控除します。
(扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため)

※2 政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
(マイナンバーカードが必要です)

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

お問い合わせ:六甲学院 会計室 電話番号 078-871-4566